

## 支部・部門掲載バナー広告掲載料の割引についての申し合わせ

2010年8月6日 広報理事会

2010年8月6日 理事会報告

支部・部門に掲載されたバナー広告の掲載料について、「日本機械学会におけるバナー広告の取扱規定」に定めた支部・部門の配分（掲載料の70%）の範囲で支部長・部門長の判断により、「日本機械学会におけるバナー広告の取扱要綱」にある掲載料を割引くことができる。ただし、支部・部門への「掲載料の配分」は、既定の掲載料から算出することとする。

### 参考 関連規定

#### 日本機械学会におけるバナー広告の取扱規定

##### （掲載料の配分）

7. 支部・部門に掲載されたバナー広告は、その掲載料の70%を当該支部・部門に配分する。但し、講演会等に於いて、講演論文集への広告掲載や機器展示等の付加サービスとしてバナーの掲載を行なう場合は、この限りではない。

#### 日本機械学会におけるバナー広告の取扱要綱

2. バナー広告掲載料の基準は、以下の通りとする。

2-1 トップページ	110,000 円／月（税別）（申込みは6ヶ月単位／1年契約は120万円。）
2-2 その他のページ	40,000 円／月（税別）（申込みは3ヶ月単位／1年契約は40万円。）

但し、本会特別員が契約をする場合には、1バナーあたりトップページは10万円／月（税別）（申込みは6ヶ月単位／1年契約は100万円。）、その他のページは3万円／月（税別）（申込みは3ヶ月単位／1年契約は30万円。）とする。

赤字箇所は2014年10月7日 広報理事会一部変更